

第4回小動物委員会の会議概要

(小動物臨床部会常設委員会)

I 日時 平成19年4月20日(金) 13:30~16:30

II 場所 日本獣医師会会議室

III 出席者

【委員】

大草 潔	社団法人	仙台市獣医師会副会長
木俣 新	社団法人	日本動物病院福祉協会理事
串田 壽明		串田動物病院院長(前京都市獣医師会会長)
桑島 法昭	社団法人	千葉県獣医師会理事
高橋 徹	社団法人	北海道獣医師会理事
椿 亮	社団法人	大阪府獣医師会(フレント動物病院院長)
西間 久高	社団法人	北九州市獣医師会会長
樋口 雅仁	社団法人	大分県獣医師会副会長
平尾 勝行	社団法人	香川県獣医師会副会長
細井戸大成	社団法人	日本獣医師会理事

(欠席委員)

夏堀 雅宏	テネシー大学獣医学部小動物臨床学科放射線科レジデント
村中 志朗	社団法人 東京都獣医師会(広尾動物病院院長)
山根 一眞	社団法人 島根県獣医師会(浜田獣医科病院院長)

【本会】 中川 秀樹(副会長)、大森 伸男(専務理事)ほか

IV 議 事

- 1 第3回小動物委員会の検討結果
- 2 前回会議以降の対応経過等
 - (1) 狂犬病予防対策の推進状況等
 - (2) 獣医師法第17条の規定に関する疑義照会
- 3 委員会報告のとりまとめ

V 会議概要

中川副会長から、「2年にわたり小動物医療の現状と課題をご検討いただき、本日報告書のとりまとめをしていただく。多岐にわたり詳細な議論をいただき感謝

する。今期委員会は本日が最終回となるが、今後継続検討が必要な課題については次期委員会にも継続したい。」旨の挨拶があり、引き続き細井戸委員長により議事が進行された。

1 第3回小動物委員会の検討結果の報告

(1) 細井戸委員長から第3回委員会の会議概要が報告、確認された。同会議のまとめとしてあげられた以下の項目について、その後の対応とともに説明された。

ア 委員会の検討課題のうち、小動物獣医療における臨床研修制度と動物医療補助者の問題については優先課題として提言等を取りまとめることとされたが、動物医療補助者については、本委員会の議論を踏まえ、個別委員会（動物診療補助専門職検討委員会）が設置され、現在検討が進められている。獣医師法、獣医療法の枠組みの中で獣医師の専管事項を補助者にどのように担わせるか、既に存在する多数の診療補助従事者をどのように整理していくか、国家資格認定に向けた業界団体設立の必要性等の課題があり、現状把握に若干手間取っている。また、具体的内容のみならず、委員会において仮称として提示している「動物診療補助専門職」という呼称そのものについても様々な議論があるところである。今後の獣医療に係る重要な事項であり、関係者と連携を図りながら、慎重な議論を進めていきたい。

イ 高度専門医療（二次・紹介医療）施設については、全国の獣医学系大学を対象として「獣医学系大学付属家畜診療施設における高度専門医療の実態に関するアンケート」を、専門的、先進的な小動物医療に取り組む民間診療施設を対象とした「民間動物診療施設における紹介診療の状況に関するアンケート」をそれぞれ実施し、実態の把握に努めた。結果は委員会報告に添付することとしたい。

ウ 夜間診療施設については、地方会による夜間診療施設の開設に係る先行例として、名古屋市獣医師会と兵庫県獣医師会に運営状況等についてのとりまとめを依頼し、ともに原稿をいただいている。委員会報告に添付し、全国の地方会の参考に資することとしたい。

2 前回会議以降の対応経過等

(1) 狂犬病予防対策の推進状況

大森専務理事から、「本件については、本委員会での検討結果を踏まえ、自治体と獣医師会との連携が重要との認識のもと、この1年間、一般市民に対する対応、行政対応、獣医師会内の対応等、様々な取り組みを行ってきた。」として、下記資料が示された。資料と説明の概要は以下のとおり。

ア 「家畜衛生フォーラム 2006」－狂犬病の侵入をいかに防ぐか－の開催について

この行事は、偶然にも狂犬病の輸入発症症例が明らかになった時期と重なり、大変注目を集めた。

- イ 狂犬病予防法施行規則の一部改正（鑑札及び注射済票の様式変更）について
このときのパブリックコメントの募集に際し、日本獣医師会は鑑札、予防注射済票の自由化に反対の立場をとった。1,800 あるといわれる各市町村がまちまちのものを定めることの弊害もあり、全国統一が基本であると考え、家庭動物の個体標識は、動物愛護法との整合性をとるためにもマイクロチップに全面的に切り替えていくほうがよい。
- ウ 犬の鑑札及び注射済票の様式について
- エ 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令パブリックコメントに対する意見提出等
厚生労働省健康局長宛に、①自治体と獣医師会との連携のもとでの地域ネットワーク体制の整備、②国民的理解を高めるための普及啓発の推進、③マイクロチップによる個体識別番号による登録方式の導入等を柱とした要請を行った。
- オ 犬の鑑札及び注射済票様式の自由化について
- カ 動物医療提供体制整備の要請活動
狂犬病対策の政治レベルでの対応の強化の意味から、獣医師問題議員連盟との懇談会、議員連盟総会、公明党幹部との懇談会が昨年10月、11月にかけて実施され、狂犬病のリスク管理対策の整備・充実に向けた対応の推進、登録率、予防接種率の向上対策の整備充実について要請活動を実施した。
- キ 狂犬病対策の充実・整備に関する国会質疑
本会のこのような活動を受け、昨年11月、衆議院において、与党公明党の大阪選出の福島豊衆議院議員（医師）から「注射、登録率の向上対策、マイクロチップに切り替えるべき」旨の質問がなされた。一方の厚生労働省の見解は、鑑札・注射済票は目視できることが必要とする立場で、外から見えないマイクロチップはその役割を果たさないとする答弁であった。
- ク フィリピン帰国者における狂犬病感染例確認等について
- ケ 狂犬病対策について
フィリピンからの帰国者による輸入発症症例等を受け、マスメディア対応の必要性から、「日本獣医師会の考え方」を策定し、マスメディアへの意見提出・プレスリリース等に対応した。
- コ 獣医師問題議員連盟総会の開催
さらに、2度目の議員連盟総会が開催されたことを受け、本会からは、狂犬病予防対策の整備充実、登録、予防接種率の向上のための自治体と獣医師会とのネットワーク体制の整備、登録方式のマイクロチップ方式への切り替え等を要請した。関係省庁として、農林水産省、厚生労働省、環境省、文部科学省、等の関係担当官も出席しており、議員連盟総会の場で本会と省庁の意見交換を行った。

サ 獣医師政治連盟の地方における政治活動

一方、都道府県段階での対応として、都道府県議会の中ではいち早く福岡県議会が地方自治法の規定に基づく国への意見書として、狂犬病対策の整備充実を意見提出した。兵庫県、京都府、奈良県においても同様の対応がとられた。

シ 日本獣医師会プレスリリース 日本獣医師会市民参加シンポジウム「今、狂犬病対策を考えよう」の開催について

ス 日本獣医師会新聞広告

朝日新聞（全国）に2月11日付で山根会長からの意見広告として掲載した。

セ 狂犬病対策の充実・強化について

(ア) 平成11年に地方分権による都道府県から市町村への犬の登録、予防注射に関する事務の移管により、従来狂犬病予防対策における獣医師会と自治体の連携の根拠となっていた事務次官通達が機能しなくなった。

(イ) その後、これに変わるものが全くないままこれまでできてしまった。今後、公益法人制度改革の中で地方獣医師会の狂犬病予防注射事業をいかに公益目的事業として位置づけるかという問題のよりどころもないというのが実態であった。

(ウ) そのような状況の中で、このたび3月2日付けで厚生労働省から、登録と予防注射徹底のため、都道府県と市町村並びに獣医師会とが連携協力し、実施する必要があるという旨の通知が出された。本通知の中では、法第4条の規定に基づく飼育犬の登録業務と法第5条に基づく定期予防注射業務に関しての獣医師会の果たすべき役割について明確化が図られたことが重要なポイントである。

(エ) これはひとえにこの委員会で2年前に色々議論をしていただいたことが大きなきっかけになっており、この場を借り、委員の方々に御礼申し上げる。

(オ) 今後は、都道府県、市町村と獣医師会とでこの通知を基本にすえて、一層狂犬病予防注射事業についての行政と獣医師会との連携を緊密にしていくことが重要である。

(カ) このたびの通知は、局長通知として、「飼い犬の登録及び予防注射の接種についても引き続き、関係自治体及び獣医師会と十分連携・協力し、着実な実施を図るようお願いする。」こととされ、局長通知を受け、厚労省担当課長から、強健病予防注射事業に係る事務は、都道府県の事務であり、実際の現場での事務を市町村がやる、したがって都道府県と市町村が十分連携をとって実施することとされている。

(キ) また、課長通知において、登録事務については、従来の政令市、市町村及び特別区の窓口における登録、及び集合注射会場における登録の他、「動物病院における事務の代行等の方法も考えられる。」とされ、様々な方法を工夫することによって登録率の向上に努めることとされた。

(ク) さらに、抑留犬によってはマイクロチップ等の個体識別措置が講じられている場合にも留意し、個体識別番号が確認できる場合には、動物愛護部局等と連携し、所有者への犬の返還に努めることとされ、抑留犬についてはマイクロチップのリーダーを当てて確認することが求められている。

(ケ) 獣医師会との連携については、「法4条に基づく登録業務及び第5条に基づく予防注射業務を、都道府県と、管下の市町村並びに獣医師会が綿密に連携してその円滑な実施及び推進に努められたい。」とされ、具体的な内容がここで示されている。行政としては、かなり踏み込んだものとして評価される。

ソ 獣医師問題議員連盟総会の開催

タ 本間メディカルサプライによるカインズホームでの狂犬病予防注射の実施に関すること。

(2) 大森専務理事から。資料「今後における狂犬病予防注射事業のあり方」が配布され、特に以下の事項が説明された。

ア この資料は3月に開催された全国獣医師会会長会議で配布、説明されたものである。

イ 公益法人制度改革の流れの中で、狂犬病予防注射事業が公益目的事業に位置づけられない場合、多くの地方会が公益認定法人認定を受けられないのではないかと懸念している。

ウ 狂犬病予防対策の実効確保の推進のためにも、獣医師会の事業としての運営上の課題等を洗い出すことが必要である。

エ 公益（目的）事業としての位置づけの明確化のためには自治体との連携が重要。

オ 事業の円滑な実施のために、飼育者の理解をいかに得るか、また、一方では獣医師会組織の結束による全体的な事業推進体制をどう構築していくかを十分検討すべき。さらに、事業と他法令との関係、特に独禁法と獣医師会の予防注射事業との関係や税法上の問題にも十分配慮して対応すべきである。具体的には以下の通りである。

(ア) 独禁法に基づく事業者団体としての禁止行為の遵守について

- a 予防注射料金を事業者団体が定めることは禁止。
- b 獣医師会会員以外の獣医師、いわゆるアウトサイダーが市町村と契約をして狂犬病予防注射事業に参入することを獣医師会が排除することは禁止。
- c 会員間での対応に差別があってはならない。
- d ワクチン販売業者に対し、ワクチンを獣医師会会員にしか販売させないことなどを目的として何らかの締め付け行為を行うことの禁止。

(イ) 税法上の対応について

- a 狂犬病予防注射事業は公益目的事業であるが、事業推進にあたって行政からは委託料を、受益者である犬の飼育者からは注射料金を得ている。この場合、税法上は収益事業に位置づけられる。したがって資材の購入時に生じた消費税相当額は獣医師会が支払うことになる。その額は注射料金に転嫁するものとする。
- b 注意すべきは、公益法人制度の中での公益目的事業と、税法上の収益事業とは別の考え方に基づくものだという事。したがって、公益目的事業であっても、基本的には課税されることもありえる。しかし、これまでの長年の経緯から、地方獣医師会の対応も様々である。さらに課税権をもつ税務当局の判断も地域によって様々である。
- e 今回、各地方会にお願いしたのは、狂犬病予防注射事業を実施する上で、様々な対応がなされている現状を今一度整理し、狂犬病予防注射を自らの会がいかなる枠組みでやっているかをご理解いただいたうえで、収支区分についてどのように決算処理しているのかを整理し、今後公益事業として推進するためにはどういった方法がいいのかご検討いただきたいということ。約50年間という長い歴史がある中で、一挙に理想に近づけていくのは難しい面があるが、今後の公益法人制度改革をにらみ、整理していく必要がある。

(3) 続いて、大要以下の意見交換が行われた。

ア 獣医師向けの狂犬病ワクチン確保のための前倒し生産についての動きはあるか。

イ 厚労省によれば、人用ワクチンの在庫は僅少で、獣医師会が集団で接種を希望しても断られてしまうようである。製造メーカーとしては、現在の生産量である3万ドーズを超えた分について、どれだけの需要があるか分からないまま生産する事は難しいとのことである。しかし、現在の量では、獣医師等の需要にこたえられていない。対応が必要である。

ウ 現在の、ワクチン在庫がなくなったら次の生産をする、という方式ではなく、生産したワクチンの販売期間中に次の生産に入り、在庫をオーバーラップさせていく方式に転換できれば、常に3万ドーズ程度の在庫を確保できるのではないか。ワクチンの有効期間を考慮しても、無駄のない方法ではないか。

エ いざというときに備え、近隣諸国のワクチンの生産体制・保有状況についての情報収集をしてはどうか。

オ 狂犬病予防対策に係る普及・啓発活動は獣医師会以外の他の団体にも大いにやっていただき、あくまでも犬の登録と予防注射事業は獣医師会との委託契約に基づく実施を、という趣旨と理解してはどうか。

カ 今後の予防注射事業の円滑な推進のため、各地の実情に合わせ、都道府県が中心的な役割を果たして、地方会単位での交渉が可能な地域と、各市町村がそれぞれ委託契約を結ぶなど、支部単位等での身軽なやりとりが要求される地域の両方についてのモデルケースを示していく必要がある。

キ 事例を公開して、研究していくことは大切だが、獣医師会が行うと、やり方によっては独占禁止法に抵触する恐れがあり悩ましい。狂犬病予防注射事業は、あくまで行政主導ということで進めていただきたい。

(4) 平尾委員から、「今年もK県では、大規模広告により集客し、予防注射を行う獣医師グループが横行している。」として、ダイレクトメール等のコピーが配布され、行政の対応が進まない現状が説明された。

3 委員会報告の取りまとめ

細井戸委員長により、内容の確認が行われた後、細部の検討が行われた。内容は以下のとおり。

(1) 小動物診療分野に係る臨床研修体制の整備

ア いわゆる企業病院が研修体制を整備し、民間における臨床研修施設としての役割を果たし始めたとき、獣医師会としてどのように対応すべきか、今後あらかじめ検討しておく必要がある。

イ われわれが共通して認識すべきことは、現在、大学における獣医学教育が困難を極めていることである。現状のままで大学に卒後臨床教育の機能を上乘せして求めることはできないだろう。まず獣医学教育の改善が急務であり、小動物臨床部会として学術部会の取り組みを支援したい。

ウ 学術部会における検討の内容として、学術・教育・研究委員会及び獣医師専門医制検討委員会の委員会報告が紹介された。

(2) 獣医核医学等の高度医療対応

ア 内容はおおむねこのままでよい。

イ (1) のア、イの本文中の脱字を修正する。

(3) 狂犬病予防注射事業の整備の方向

ア (2) について、文章の区切りを見直し、読みやすく改める。

イ 地方獣医師会が各自治体との委託契約を確実に交わすことを求める文言が必要である。

ウ (1) ア「法令違反行為があるが」を「法令違反行為が認められるが」とする。

エ 「厚労省」と略式標記している部分を「厚生労働省」とする。

オ (2) イ「貴会」を「地方獣医師会」とする。

カ (2) ウ「院内注射」を「個別(院内)注射」とする。

(4) 広告制限のあり方

ア 現在我が国に存在しない獣医師専門医制について、広告してもよいとする事項に入れるのはいかがなものか。

イ 今後整備されることを踏まえ、盛り込んでおきたいということではいかがか。

ウ 平成18年2月13日付け17日獣発第231号の、「獣医師等の業務に関する広告制限の特例について」を別添資料として追加する。

(5) 高度専門医療(二次・紹介診療)診療施設のあり方

ア 内容についてはこのままでよい。

イ (1) ア「民間動物診療所」を「民間動物診療施設」に修正する。

VI まとめ

1 委員会報告について、修正意見等がある場合は、5月10日までに事務局に連絡する。

2 その後、委員長、副委員長及び事務局において内容を修正し、次回の理事会に諮ることとする。

3 今後の各委員間での電子メールのやりとりの際、一斉送信時はブラインドカーボンコピーとする。

4 細井戸委員長から、「この2年間、課題が山積する中、熱心にご検討いただいたことに感謝する。今回の検討の成果を一人でも多くの構成獣医師に伝えられるようご協力いただきたい。」旨の挨拶があり、会議を終了した。